【4月1日付け】新型コロナウイルス関連情報(ワクチン接種)及び日本入国に際する陰性結果証明書について

- ●インズリー知事は、4月15日(木)より、ワシントン州在住の16歳以上全ての者が、ワクチン接種を受けることができる旨発表しました。ワクチンにかかる情報や接種のための予約方法等について、下記1のリンクを参照ください。
- ●日本に帰国する際の陰性結果証明書の取得に際し、日本政府が求める採取検体、検査方法について、改めて御確認頂くとともに、検査結果表に、必要事項が記載されるか、必ずご自身で受診予約の時や検査会場で確認してください。(詳細下記2参照)
- 1 ワシントン州内の16歳以上の全ての州民に対するワクチン接種の開始(4月15日より。)

3月31日、インズリー知事は記者会見を開き、過去4か月にわたり、段階的に優先度の高い人口層を対象にワクチン接種を進めてきたが、最近の感染者数の上昇傾向等に対応するため、15日(木)より、16歳以上の全てのワシントン州民に対し、ワクチン接種を開始することを発表しました。また、ワクチン接種のみならず、マスク、社会的距離及び衛生管理等の感染予防措置と併用することで、ウイルスの撲滅に繋げるとの考えを示しました。

ワクチン関連情報 (州保健局 HP):

https://www.doh.wa.gov/Emergencies/COVID19/Japanese

ワクチン接種の予約方法:

https://vaccinelocator.doh.wa.gov/?language=ja

知事室プレスリリース(16歳以上の全てのワシントン州民へのワクチン接種開始): https://www.governor.wa.gov/news-media/inslee-announces-vaccine-eligibility-expansion-all-adults-april-15

- 2 日本帰国の際に求められる陰性結果証明書
- ●3月19日以降に適用されている陰性結果証明書について、厚労省HPで認められているもの以外の検体採取方法により検査された証明書が有効ではないとされる事例が発生しています。
- ●検査結果表に記載されるべき検査結果事項は、下記厚労省のリンクの「1.」にあるマル1~マル4で、これらが日本語もしくは英語で表記されていなければなりません。そして、ご自身で必ず、検査受診予約の時や検査会場で、検査結果表にマル2~マル4が表示されるか、確認下さい。マル1のパスポート番号や国籍等については、ご自身で検査結果表に追記することも認められています。

厚労省 HP: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html
●上記厚労省リンク「2.」及び「3.」について、ご注意願います。特に、「3.」の検体採取方法は、鼻咽頭ぬぐい液(Nasopharyngeal Swab)ないし、唾液(Saliva)の二択のみとなり、それ以外の表示は認められません。これらに似たものとして、「Nasal Swab」、「Oral Swab」、「Pharyngeal Swab」等がありますが、これらは有効ではありませんのでご注意下さい。(詳細下記参照)

【重要】新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置について:日本入国前の 検査証明書に関し(3/30更新)(随時アップデートされます。)

https://www.seattle.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/mizugiwa_03112021.html

- 本お知らせは、安全対策に関する情報を含むため、在留届への電子アドレス登録者、「緊急メール/総領事館からのお知らせ」登録者、外務省海外旅行登録「たびレジ」登録者に配信しています(本お知らせに関しては、配信停止を承れませんのでご了承願います。)。
- 本お知らせは、ご本人にとどまらず、家族内、組織内で共有いただくとともにお知り合いの方にもお伝えいただきますようご協力のほどよろしくお願いいたします。
- 在留届、帰国・転出等の届出を励行願います。緊急時の安否確認を当館から行うため に必要です。以下のURLをご参照ください。

https://www.seattle.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/zairyu.html

■ 発信元:在シアトル日本国総領事館

701 Pike Street, Suite 1000, Seattle, WA 98101

TEL: (206) -682-9107

HP: https://www.seattle.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

facebook: https://www.facebook.com/JapanCons.Seattle/

<シアトル総領事館 コロナ関係情報(適宜更新)>

・新型コロナウイルス関連情報(全般情報、過去に送付した領事メール等)

https://www.seattle.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00015.html

・新型コロナウイルス感染が疑われる場合の対処方法について (日本語情報:ワシントン州,モンタナ州およびアイダホ州北部)

https://www.seattle.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00052.html

・主要航空会社の運航・シアトル地区の交通状況に関するリンク一覧

https://www.seattle.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00041.html

・新型コロナウイルス危機の影響を受ける中小企業・NPO・労働者への支援策一覧 https://www.seattle.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/economy_coronavirus.html

・経済再開情報(新型コロナウイルス関連)

https://www.seattle.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/open_economy_covid19.html

・米国内の各州では、州ごとにそれぞれの感染拡大防止策を行っております。米国内他州への移動を予定されている方は、それぞれの地域の関係機関が発表している情報や、その地域を管轄する公館(大使館、総領事館)HP 等を閲覧するなど、現地情報を事前に収集することをおすすめいたします。